

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、制御盤の設計等の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日からは、労災保険法第33条第7号の特別加入者として、C国に派遣され、現地工場内の関連機器の制御盤の設計及び立ち上げの業務を行っていた（以下「本件出張」という。）。

請求人によると、同年〇月に入り、試運転の日程が迫るにつれ、連日深夜までの作業が続き、過労とストレスにより、同月〇日朝、宿泊先のホテルで倒れて緊急入院し、帰国後、療養を続けるも、不眠・頭痛が改善されなかったという。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、E医師は、意見書において、主治医の意見及び診療経過をもとに、請求人は平成〇年〇月上旬頃に I C D-10診断ガイドラインの「うつ病エピソード (F32)」(以下「本件疾病」という。) を発病したと判断している。

当審査会においても、請求人の発病の経過及び医学的意見に照らし、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が強度のもの」又は「極度の長時間労働」に当たる出来事は認められない。

イ 「特別な出来事以外」の出来事について

(ア) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、本件出張に関し、
①言葉の通じない海外で一人業務に従事させられたこと、②遅滞していた業務について納期どおりに納入することを求められた厳しい業務であったこと、③その結果、長時間労働を強いられたことなど、過重な業務であったと主張するので、以下それについて検討する。

(イ) 上記①の主張についてみると、確かに請求人はC国に一人で出張して業務に従事していたことが認められる。

もっとも、請求人は発病した前年にもC国に出張し、今回の出張の2倍に当たる〇か月間業務に従事しており、さらに、その前年にはF国にも出張するなど、海外出張は常態化しており、言語の問題を含め、相当程度慣れていたものと考えられる。

当審査会としては、①の主張について、「配置転換があった」を類推して当てはめてみることが妥当と判断するも、その心理的な負荷の強度の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

(ウ) ②の主張についてみると、業務に一定の遅延があったことは事実であると認められるものの、決定書理由に説示するとおり、本件業務において一定の遅延が生じることは想定されており、また、会社から一定の支援もあったものであり、同出来事について「顧客や取引先から無理な注文を受けた」に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求代理人は、後任者との経験の差を無視しているとして、当該評価は妥当ではない旨を主張するが、上記評価は、当該業務と請求人の置かれた状況を十分に勘案したものである。

(エ) ③の長時間労働について、請求代理人は、請求人の所持していたパソコンのログファイルから長時間労働は明らかであると主張するが、請求人が根拠とする記録には、連続して業務を行っていないことが明らかである空白時間が認められるほか、当該業務による成果も明白とはなっておらず、請求人が本件出張に際して長時間にわたって労働に従事していたとは認めることができないものである。

(オ) このほか、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」出来事の評価についても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度の総合評

価は「弱」であると判断する。

(カ) 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価は、いずれの出来事についても「弱」であることから、業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。